

第8節 有償資金協力

① 事業の概要

① 円借款

1. 事業の目的等

円借款は、開発途上国・地域（含む国際機関）に対し、開発事業の実施や、経済安定に関する計画の達成に必要な資金を低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で貸し付けるものである。

開発途上国・地域の経済社会発展には、その土台としての経済社会インフラ整備が不可欠であり、経済社会インフラ整備には開発資金が必要であるが、開発途上国・地域自身では十分な資金を確保できない場合がある。また、アジア通貨危機などで見られたように、経済困難に陥った国については経済安定のための資金も必要である。

円借款は、このような資金需要に長期・低利の緩やかな条件で対応するものであり、返済義務を課す借款という形での援助を行うことにより、開発途上国・地域の開発に対する主体性（オーナーシップ）を高め、開発途上国が自らの力で自立するための自助努力を支援するという大きな意義を有する。そのことに加え、供与先の国との間で債権債務関係を設定することで、その国との長期にわたる安定的な関係の基礎となるという外交政策上の

重要な役割を担っている。

2. 事業の手続き

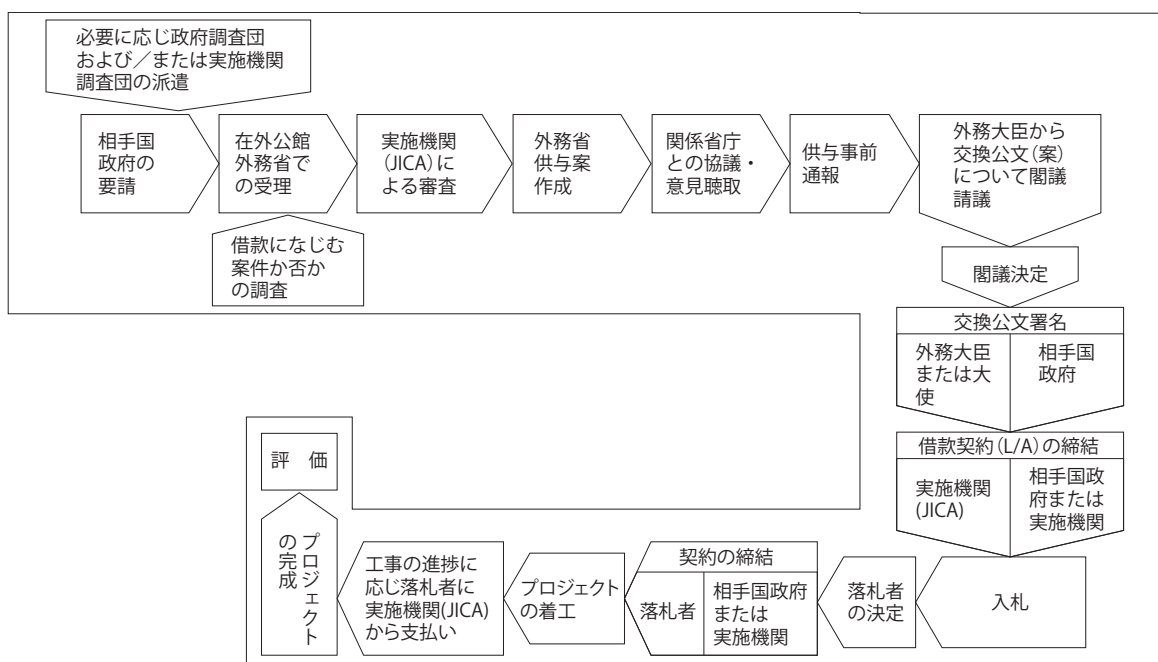
● 審査・決定プロセス

主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府（機関）からの要請に基づき、外務省が中心となり、財務省、経済産業省等関係省庁およびJICAと協議しつつ計画の内容の適切性および達成の見込み等についての検討が行われる。

必要に応じて政府調査団の派遣による相手国政府（機関）との協議を経た後、原則としてJICAの審査ミッションが派遣され、相手国政府、実施機関等との協議、調査等を行う。JICAによる審査の結果を踏まえて借款供与額、条件等が決定され、その内容が相手国政府（機関）に事前通知される。

続いて、政府間で交換公文が締結され、それを受けて、JICAと相手国（機関）等借入人との間で借款契約の調印が行われる。

円借款案件においては、通常、設計、入札補助等のためにコンサルタントが借入国側によって雇用されるが、



その場合は、国際的に行われている選定方法（ショートリスト方式^(注1)等）によって選定される。続いて、プロジェクトに必要な資機材・サービスが、原則として、国際競争入札によって調達される。なお、こうした調達は、借入国の責任においてJICAが公表しているガイドラインに沿って行われることになっているが、JICAは調達の各段階において、必要に応じて調達手続の確認を行い、経済性、効率性、透明性および非差別性の確保の原則に従った調達の確保を図っている。

借款資金の貸付は、事業の進捗に応じて、実際に資金需要が発生したときに行われる。

プロジェクトの実施主体はあくまで借入国側であるが、JICAはその円滑な実施に向け、必要に応じて適宜助言等を行って協力している。このような実施管理の重要性は年々高まっており、事業の効果的な実施のために、特に必要と判断される場合には、追加的、補足的調査や技術支援を行うことがある。

プロジェクトの完成後は事後評価を実施し、そこから

得られた教訓を日本政府、JICA内部および相手国政府、実施機関にフィードバックし、その後のプロジェクトの形成、調査、実施および事後監理に役立てる。また、完成したプロジェクトの効果の持続あるいは一層の向上のために、借入国の求めに応じ調査や技術支援を行うことがある。

3. 最近の実績

● 承諾、実行および回収実績

(借款契約<L/A>ベース、単位:億円)

年 度	承諾額	実行額	回収額
2015	20,745	9,700	6,960
2016	14,674	8,790	7,003
2017	18,454	11,099	7,742
累 計	366,100	265,310	139,422

(注)

- ・ JICA分。承諾額、実行額については、債務救済分を除く。回収については債務救済による利息の元利分を含めている。
- ・ 輸銀借款は含まれない。

② 海外投融資

1. 事業の目的等

海外投融資は、開発途上国・地域での開発事業を担う日本または他国の法人等に対し、開発事業の実施に必要な資金を融資または出資するものである。

民間企業が開発途上国・地域で開発事業を行う場合、様々なリスクがあり、また高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件（インフラ・成長加速化、持続可能な開発のための2030アジェンダ・貧困削減、気候変動対策分野）に融資または出資することにより、開発途上国・地域の経済社会開発を支援するものである。法人等に対する融資または出資のほか、ファンドへの出資も行っている。

2. 事業の手続き

日本または開発途上国・地域の法人等からのJICAに対する申請に基づき、JICAが案件について検討した上で、外務省、財務省および経済産業省ならびに外部有識者で構成される海外投融資委員会に対して、案件の概要や審

査方針等の説明を行う。

その後、JICAにおいて審査を行い、外務省、財務省および経済産業省ならびに海外投融資委員会における審査結果の検討を経て、出融資の承諾を行う。

3. 最近の実績

● 承諾、実行および回収実績

(単位:億円)

年 度	承諾額	実行額	回収額
2016	184	257	4
2017	430	286	11
累 計	7,748	5,293	4,302

(注)

- ・ 承諾額および実行額は、債務救済分を除く。

注1: コンサルタント雇用に際し、3～5社のコンサルタントを指定してプロポーザルを提出させ、それを評価してその中の1社を選定し、契約する方式。

● 海外投融資地域別承諾額

(単位:上段:億円、下段カッコ内:%)

地域 \ 年度	2016	2017
アジア	147 (79.9)	370 (86.0)
中東・北アフリカ	34 (18.5)	60 (14.0)
サブサハラ・アフリカ	3 (1.6)	— —
中南米	— —	— —
大洋州	— —	— —
欧州	— —	— —
その他	— —	— —
合 計	184 (100)	430 (100)

(注)

- ・債務救済分を除く。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・「その他」には複数の地域を対象とするファンドへの出資が含まれる。